２０２４年４月２４日

大阪府知事

　　　吉村　洋文　様

大阪府関連労働組合連合会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　執行委員長　北川　美千代

**「夏期休暇の取得可能期間の見直しについて」**

**提案に対する回答**

さる３月２７日に提案された「夏期休暇の取得可能期間の見直しについて」は、国家公務員の夏期休暇の取得可能期間が延長されたことにより、国に準じた見直し（職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要によりやむを得ないと認められる場合にあっては６月１日から１０月３１日まで取得可能とする）であり、やむを得ないと判断します。

しかし、本来は職員が夏期休暇や年次有給休暇、その他の特別休暇等を取得しやすい職場環境を整備することが重要です。引き続き、職員の休暇取得推進に努めるとともに、今回の見直しによって年次有給休暇の取得率が低下することがないよう必要な対策等を求めます。

以上